

高額療養費の「申請手続きの簡素化」のご案内

健康保険課給付係

高額療養費の申請は、診療月ごとに高額療養費支給申請書と領収書を提出する必要がありましたが、制度改正により高額療養費の支給申請書と一緒に簡素化用の申請書を1度提出していただくと、次回以降の申請手続きは不要となり、支給対象となる場合は指定口座に振込みます。

なお、簡素化用の申請書を提出された場合、これまで健康保険課から郵送していた「高額療養費の支給制度について（お知らせ）」は、廃止となりますので、振込前に郵送する「高額療養費支給決定通知書」にて確認をしてください。

※指定口座に振り込まれない場合もありますので、詳しくは下記をご覧ください。

◎ 簡素化の手続きを希望する場合は…

「甲府市国民健康保険高額療養費支給申請書（申請手続簡素化該当世帯用）」に必要事項を記載のうえ、健康保険課へ提出をお願いします。

なお、手続きに必要な書類等は、次のとおりです。

- ・ 国民健康保険被保険者証または国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- ・ 同封の「国民健康保険高額療養費支給申請書」
- ・ 甲府市国民健康保険高額療養費支給申請書（申請手続簡素化該当世帯用）
- ・ 世帯主の印鑑（朱肉を使うもの）
- ・ 世帯主名義の振込先が分かるもの（通帳など）
- ・ 世帯主及び受診者のマイナンバー（個人番号）が分かるもの

※医療機関の領収書の添付は不要です。

◎ 簡素化が中止となる場合について…

次の場合は、簡素化が自動的に中止され、これまでと同様に高額療養費の支給申請が必要となります。

- ・ 世帯に国民健康保険の加入者がいなくなった場合
- ・ 世帯主が変更または死亡した場合
- ・ 世帯主から簡素化の手続き中止の申出があった場合
- ・ 指定口座に振込ができなかった場合
- ・ 国民健康保険料に滞納がある場合
- ・ 上記のほか、申請の内容に偽りやその他不正があった場合

※簡素化の中止後に高額療養費が発生し、再度簡素化を希望される場合は改めて申請が必要となります。

また、簡素化の中止を希望される場合は、別途申請が必要となりますので、健康保険課までご連絡ください。

◎ 簡素化時の注意点について

次の場合は、高額療養費の支給ができないことがありますので、健康保険課まで申出をお願いします。

- ・ 医療機関等に対して一部負担金に未納がある場合
- ・ 仕事上の負傷や第三者行為によるケガ等での受診の場合

◎ その他

- ・ 指定口座を変更する場合は、再度簡素化用の申請書の提出が必要となりますので、健康保険課までご連絡ください。
- ・ 年間の外来診療が限度額を上回った場合に支給となる外来年間合算は、（一般区分で該当した方のみ）簡素化の申請の際に指定する口座に振込みますので、改めて申請する必要はありません。
- ・ 令和4年4月診療分以前の高額療養費は、簡素化の対象外となり申請が必要となりますので、別途高額療養費支給申請書に領収書の原本を添付のうえ、健康保険課へ提出をお願いします。

【問い合わせ先】

福祉保健部保険経営室健康保険課

担当：給付係

電話055-237-5371(直通)